

議案第35号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月26日

鳥取県知事 平井伸治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応す

る改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の119</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の138</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては <u>100分の99</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の118</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在	(期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の120</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の140</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては <u>100分の100</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の120</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在

職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の64、12月に支給する場合においては100分の74を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の54、12月に支給する場合においては100分の64を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 略

職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の55、12月に支給する場合においては100分の65を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 略

3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部をいう。）に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 及び 5 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100

3 高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。）に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 及び 5 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

略

備考

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

略

- 備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は3級以上であるもの（再任用職員にあっては、2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は3級以上であるもの（再任用職員にあっては、2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)
にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は3級以上であるもの（再任用職員にあっては、2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

略

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級13号給以上若しくは2級以上であるもの又は再任用職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

イ 医療職給料表(2)

略

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

略

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの（再任用職員にあっては、3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定める
ものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号
給が3級5号給以上又は4級以上であるもの（再任用職員
にあっては、3級以上であるもの）については、同表に定
める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分
の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度におい
て人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得
た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切
り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これ
を100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関
士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級
以上であるものについては、同表に定める給料月額に代え
て、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との
権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関
士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(初任給調整手当) 第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、 当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2 号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第 3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から6年以内、	(初任給調整手当) 第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、 当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2 号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第 3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から6年以内、

第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万900円

(2)～(4) 略

2及び3 略

(定時制通信教育手当)

第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は通信制の課程を置く高等学校の副校长（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校长に限る。）、教頭（定時制の課程又は

第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額30万6,900円

(2)～(4) 略

2及び3 略

(定時制通信教育手当)

第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）又は通信制の課程を置く高等学校の教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。）、教員（本務として定時制教育又

通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。)、教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常勤の者及び短時間勤務職員に限る。)をいう。)及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。

2 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万5,900円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 略

4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。

は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常勤の者及び短時間勤務職員に限る。)をいう。)及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。

2 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、2万200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 略

4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。

5 略

別表第9 教育職給料表級別標準職務表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2級	高等学校等の教諭又は養護教諭の職務
特2級	高等学校等の主幹教諭の職務
3級	高等学校等の <u>副校長</u> 又は <u>教頭</u> の職務
略	

イ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2級	中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務
特2級	中学校の主幹教諭の職務
3級	中学校の <u>副校長</u> 又は中学校若しくは小学校の <u>教頭</u> の職務
略	

5 略

別表第9 教育職給料表級別標準職務表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2級	高等学校等の教諭又は養護教諭の職務
3級	高等学校等の教頭の職務
略	

イ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2級	中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務
3級	中学校又は小学校的教頭の職務
略	

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 147,000	円 190,500	円 251,700	円 331,500	円 424,900
	2	148,500	192,200	254,600	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	257,500	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	260,400	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	263,300	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	266,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	268,900	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	271,700	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	274,500	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	277,300	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	280,200	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	283,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	285,800	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	288,600	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	291,400	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	294,200	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	297,000	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	299,800	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	302,700	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	305,600	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	308,500	375,000	462,500

	22	188, 800	233, 400	311, 200	377, 000	464, 400
	23	190, 500	236, 300	313, 900	379, 000	466, 300
	24	192, 200	239, 200	316, 600	381, 000	468, 200
	25	193, 700	242, 000	319, 300	382, 900	470, 000
	26	195, 400	244, 900	321, 700	384, 900	471, 700
	27	197, 100	247, 800	324, 100	386, 900	473, 400
	28	198, 800	250, 700	326, 500	388, 900	475, 100
	29	200, 300	253, 600	328, 900	390, 800	476, 900
	30	202, 000	256, 300	331, 100	392, 800	478, 600
	31	203, 700	259, 000	333, 300	394, 800	480, 300
	32	205, 400	261, 700	335, 500	396, 800	482, 000
	33	207, 000	264, 400	337, 700	398, 700	483, 700
	34	208, 800	267, 100	339, 900	400, 500	484, 700
	35	210, 600	269, 800	342, 100	402, 300	485, 700
	36	212, 400	272, 500	344, 300	404, 100	486, 700
	37	214, 100	275, 200	346, 500	405, 700	487, 800
	38	215, 900	277, 900	348, 700	407, 300	488, 800
	39	217, 700	280, 600	350, 900	408, 900	489, 800
	40	219, 500	283, 300	353, 100	410, 500	490, 800
	41	221, 400	285, 900	355, 300	412, 200	491, 900
	42	223, 200	288, 600	357, 400	413, 800	492, 900
	43	225, 000	291, 300	359, 500	415, 400	493, 900
	44	226, 800	294, 000	361, 600	417, 000	494, 900
	45	228, 700	296, 500	363, 700	418, 700	496, 000
	46	230, 500	299, 200	365, 800	420, 300	497, 000
	47	232, 300	301, 900	367, 900	421, 900	498, 000
	48	234, 100	304, 600	370, 000	423, 500	499, 000
	49	235, 800	307, 100	372, 100	425, 200	500, 100
	50	237, 600	309, 600	374, 100	426, 800	
	51	239, 400	312, 100	376, 100	428, 400	
	52	241, 200	314, 600	378, 100	430, 000	
	53	242, 900	317, 000	380, 100	431, 700	
	54	244, 700	319, 200	381, 900	433, 300	
	55	246, 500	321, 400	383, 700	434, 900	

	56	248, 300	323, 600	385, 500	436, 500
	57	250, 000	325, 900	387, 300	438, 200
	58	251, 700	328, 100	389, 000	439, 800
	59	253, 400	330, 300	390, 700	441, 400
	60	255, 100	332, 500	392, 400	443, 000
	61	256, 800	334, 700	394, 100	444, 700
	62	258, 500	336, 900	395, 600	446, 300
	63	260, 200	339, 100	397, 100	447, 900
	64	261, 900	341, 300	398, 600	449, 500
	65	263, 600	343, 500	400, 100	451, 200
	66	265, 300	345, 700	401, 600	452, 800
	67	267, 000	347, 900	403, 100	454, 400
	68	268, 700	350, 100	404, 600	456, 000
	69	270, 200	352, 100	406, 100	457, 600
	70	271, 700	354, 200	407, 500	459, 200
	71	273, 200	356, 300	408, 900	460, 800
	72	274, 700	358, 400	410, 300	462, 400
	73	276, 000	360, 400	411, 700	463, 900
	74	277, 400	362, 400	413, 100	464, 900
	75	278, 800	364, 400	414, 500	465, 900
	76	280, 200	366, 400	415, 900	466, 900
	77	281, 600	368, 400	417, 300	467, 700
	78	282, 800	370, 100	418, 700	468, 700
	79	284, 000	371, 800	420, 100	469, 700
	80	285, 200	373, 500	421, 500	470, 700
	81	286, 500	375, 200	422, 900	471, 500
	82	287, 700	376, 700	424, 200	472, 500
	83	288, 900	378, 200	425, 500	473, 500
	84	290, 100	379, 700	426, 800	474, 500
	85	291, 400	381, 200	428, 100	475, 300
	86	292, 600	382, 700	429, 300	476, 300
	87	293, 800	384, 200	430, 500	477, 300
	88	295, 000	385, 700	431, 700	478, 300
	89	296, 200	387, 200	432, 900	479, 100

	90	297, 400	388, 600	434, 000
	91	298, 600	390, 000	435, 100
	92	299, 800	391, 400	436, 200
	93	300, 800	392, 900	437, 300
	94	302, 000	394, 200	438, 400
	95	303, 200	395, 500	439, 500
	96	304, 400	396, 800	440, 600
	97	305, 400	398, 200	441, 700
	98	306, 500	399, 300	442, 500
	99	307, 600	400, 400	443, 300
	100	308, 700	401, 500	444, 100
	101	309, 600	402, 600	444, 900
	102	310, 700	403, 700	445, 500
	103	311, 800	404, 800	446, 100
	104	312, 900	405, 900	446, 700
	105	313, 800	406, 800	447, 300
	106	314, 700	407, 800	447, 900
	107	315, 600	408, 800	448, 500
	108	316, 500	409, 800	449, 100
	109	317, 500	410, 700	449, 700
	110	318, 100	411, 600	
	111	318, 700	412, 500	
	112	319, 300	413, 400	
	113	320, 000	414, 100	
	114	320, 500	414, 900	
	115	321, 000	415, 700	
	116	321, 500	416, 500	
	117	322, 100	417, 300	
	118	322, 600	418, 100	
	119	323, 100	418, 900	
	120	323, 600	419, 700	
	121	324, 200	420, 500	
	122	324, 700	421, 000	
	123	325, 200	421, 500	

	124	325, 700	422, 000			
	125	326, 300	422, 400			
	126	326, 700	422, 900			
	127	327, 100	423, 400			
	128	327, 500	423, 900			
	129	327, 800	424, 300			
	130	328, 200	424, 800			
	131	328, 600	425, 300			
	132	329, 000	425, 800			
	133	329, 200	426, 200			
	134	329, 500	426, 700			
	135	329, 800	427, 200			
	136	330, 100	427, 700			
	137	330, 500	428, 100			
	138	330, 800				
	139	331, 100				
	140	331, 400				
	141	331, 700				
	142	332, 000				
	143	332, 300				
	144	332, 600				
	145	332, 900				
	146	333, 200				
	147	333, 500				
	148	333, 800				
	149	334, 000				
	150	334, 300				
	151	334, 600				
	152	334, 900				
	153	335, 100				
再任用職員		235, 300	279, 400	308, 800	338, 200	424, 900

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は特2級以上であるもの（再任用職員にあっては、2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 147,000	円 162,400	円 251,700	円 286,100	円 414,500
	2	148,500	164,500	254,600	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	257,500	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	260,400	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	263,300	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	266,100	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	268,900	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	271,700	307,700	425,800

	9	160, 300	179, 600	274, 500	310, 700	427, 300
	10	162, 300	182, 300	277, 300	313, 600	428, 700
	11	164, 300	185, 000	280, 200	316, 500	430, 100
	12	166, 300	187, 700	283, 000	319, 400	431, 500
	13	168, 200	190, 500	285, 800	322, 300	432, 900
	14	170, 400	192, 200	288, 600	324, 600	434, 300
	15	172, 600	193, 900	291, 400	326, 900	435, 700
	16	174, 800	195, 600	294, 200	329, 200	437, 100
	17	177, 100	197, 400	297, 000	331, 500	438, 400
	18	179, 600	199, 100	299, 800	333, 800	439, 800
	19	182, 100	200, 800	302, 700	336, 100	441, 200
	20	184, 600	202, 500	305, 600	338, 400	442, 600
	21	187, 100	204, 300	308, 500	340, 700	443, 900
	22	188, 800	206, 200	311, 200	343, 000	445, 300
	23	190, 500	208, 100	313, 900	345, 300	446, 700
	24	192, 200	210, 000	316, 600	347, 600	448, 100
	25	193, 700	211, 700	319, 300	349, 800	449, 400
	26	195, 300	213, 700	321, 700	351, 700	450, 700
	27	196, 900	215, 700	324, 100	353, 600	452, 000
	28	198, 500	217, 700	326, 500	355, 500	453, 300
	29	200, 200	219, 600	328, 900	357, 400	454, 600
	30	201, 900	222, 300	331, 100	359, 300	455, 800
	31	203, 600	225, 000	333, 300	361, 200	457, 000
	32	205, 300	227, 700	335, 500	363, 100	458, 200
	33	206, 800	230, 500	337, 700	364, 900	459, 400
	34	208, 500	233, 400	339, 800	366, 700	460, 300
	35	210, 200	236, 300	341, 900	368, 500	461, 200
	36	211, 900	239, 200	344, 000	370, 300	462, 100
	37	213, 500	242, 000	346, 100	372, 200	463, 000
	38	215, 200	244, 900	348, 100	373, 800	463, 900
	39	216, 900	247, 800	350, 100	375, 400	464, 800
	40	218, 600	250, 700	352, 100	377, 000	465, 700
	41	220, 400	253, 600	354, 100	378, 700	466, 600
	42	222, 200	256, 300	355, 900	380, 300	467, 500

	43	224, 000	259, 000	357, 700	381, 900	468, 400
	44	225, 800	261, 700	359, 500	383, 500	469, 300
	45	227, 700	264, 400	361, 300	385, 100	470, 200
	46	229, 500	267, 100	363, 000	386, 700	471, 100
	47	231, 300	269, 800	364, 700	388, 300	472, 000
	48	233, 100	272, 500	366, 400	389, 900	472, 900
	49	234, 900	275, 200	368, 100	391, 400	473, 800
	50	236, 700	277, 900	369, 800	392, 900	
	51	238, 500	280, 600	371, 500	394, 400	
	52	240, 300	283, 300	373, 200	395, 900	
	53	241, 900	285, 900	374, 900	397, 500	
	54	243, 700	288, 600	376, 400	398, 900	
	55	245, 500	291, 300	377, 900	400, 300	
	56	247, 300	294, 000	379, 400	401, 700	
	57	249, 000	296, 500	380, 900	403, 200	
	58	250, 600	299, 200	382, 300	404, 600	
	59	252, 200	301, 900	383, 700	406, 000	
	60	253, 800	304, 600	385, 100	407, 400	
	61	255, 500	307, 100	386, 500	408, 700	
	62	257, 100	309, 600	387, 800	410, 100	
	63	258, 700	312, 100	389, 100	411, 500	
	64	260, 300	314, 600	390, 400	412, 900	
	65	261, 800	317, 000	391, 700	414, 100	
	66	263, 400	319, 200	392, 900	415, 300	
	67	265, 000	321, 400	394, 100	416, 500	
	68	266, 600	323, 600	395, 300	417, 700	
	69	268, 300	325, 900	396, 500	418, 800	
	70	269, 800	328, 100	397, 700	420, 000	
	71	271, 300	330, 300	398, 900	421, 200	
	72	272, 800	332, 500	400, 100	422, 400	
	73	274, 100	334, 700	401, 300	423, 400	
	74	275, 400	336, 900	402, 400	424, 200	
	75	276, 700	339, 100	403, 500	425, 000	
	76	278, 000	341, 300	404, 600	425, 800	

	77	279, 400	343, 300	405, 700	426, 700
	78	280, 600	345, 200	406, 700	427, 500
	79	281, 800	347, 100	407, 700	428, 300
	80	283, 000	349, 000	408, 700	429, 100
	81	284, 300	350, 800	409, 700	429, 900
	82	285, 500	352, 600	410, 500	430, 600
	83	286, 700	354, 400	411, 300	431, 300
	84	287, 900	356, 200	412, 100	432, 000
	85	289, 000	357, 900	412, 900	432, 700
	86	290, 000	359, 600	413, 700	433, 400
	87	291, 000	361, 300	414, 500	434, 100
	88	292, 000	363, 000	415, 300	434, 800
	89	293, 100	364, 700	416, 100	435, 500
	90	294, 000	366, 100	416, 800	436, 200
	91	294, 900	367, 500	417, 500	436, 900
	92	295, 800	368, 900	418, 200	437, 600
	93	296, 500	370, 400	418, 900	438, 100
	94	297, 300	371, 700	419, 600	438, 800
	95	298, 100	373, 000	420, 300	439, 500
	96	298, 900	374, 300	421, 000	440, 200
	97	299, 800	375, 700	421, 700	440, 700
	98	300, 600	376, 800	422, 300	441, 400
	99	301, 400	377, 900	422, 900	442, 100
	100	302, 200	379, 000	423, 400	442, 800
	101	303, 100	380, 200	423, 900	443, 300
	102	303, 600	381, 300	424, 500	444, 000
	103	304, 100	382, 400	425, 100	444, 700
	104	304, 600	383, 500	425, 600	445, 400
	105	305, 100	384, 500	426, 100	445, 900
	106	305, 500	385, 500	426, 700	
	107	305, 900	386, 500	427, 300	
	108	306, 300	387, 500	427, 800	
	109	306, 500	388, 400	428, 300	
	110	306, 900	389, 400		

111	307, 300	390, 400
112	307, 700	391, 400
113	307, 900	392, 200
114	308, 200	393, 100
115	308, 500	394, 000
116	308, 800	394, 900
117	309, 100	395, 900
118	309, 400	396, 700
119	309, 700	397, 500
120	310, 000	398, 300
121	310, 200	399, 100
122	310, 500	399, 900
123	310, 800	400, 700
124	311, 100	401, 500
125	311, 300	402, 200
126		402, 900
127		403, 600
128		404, 300
129		405, 100
130		405, 800
131		406, 500
132		407, 200
133		407, 700
134		408, 300
135		408, 900
136		409, 500
137		409, 900
138		410, 500
139		411, 100
140		411, 700
141		412, 100
142		412, 700
143		413, 300
144		413, 900

	145		414,300			
	146		414,900			
	147		415,500			
	148		416,100			
	149		416,500			
再任用職員		226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

備考

- 1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は特2級以上であるもの（再任用職員にあっては、2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正	後	改 正	前
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)
<p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する<u>主幹教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認められる程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認められる程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認められる程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>
(教育業務連絡指導手当)	(教育業務連絡指導手当)	(教育業務連絡指導手当)	(教育業務連絡指導手当)
<p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する<u>主幹教諭</u>、教諭又は養護教諭</p>	<p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭又は養護教諭のうち、次</p>	<p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭又は養護教諭のうち、次</p>	<p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭又は養護教諭のうち、次</p>

のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

略

2 略

の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

略

2 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第37項の次に次の2項を加える。

38 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第 号）による給料月額の改定により当該改定前に受けた給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、第5条の2若しくは第5条の3又は第7条の2若しくは第7条の3の規定の例により計算した額とする。

39 前項の規定の適用については、第5条の2又は第5条の3の適用を受ける職員との権衡を考慮して、知事が別に定める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、<u>副校長</u>、教頭、<u>主幹教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例 （昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、<u>2級又は特2級</u>である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例 （昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級<u>又は</u>2級である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(給与に関する特例)

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>385,000円</u>
2	<u>445,000円</u>
3	<u>506,000円</u>
4	<u>589,000円</u>
5	<u>686,000円</u>
6	<u>784,000円</u>

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額

(給与に関する特例)

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>399,000円</u>
2	<u>461,000円</u>
3	<u>524,000円</u>
4	<u>610,000円</u>
5	<u>711,000円</u>
6	<u>812,000円</u>

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額

1	<u>318,000円</u>
2	<u>354,000円</u>
3	<u>382,000円</u>

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委

1	<u>329,000円</u>
2	<u>367,000円</u>
3	<u>396,000円</u>

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委

員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」と、「100分の138」とあるのは「100分の159」とする。

員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の145」と、「100分の140」とあるのは「100分の160」とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類

及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>363,000円</u>
2	<u>411,000円</u>
3	<u>462,000円</u>
4	<u>526,000円</u>
5	<u>600,000円</u>
6	<u>703,000円</u>
7	<u>822,000円</u>

2～6 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第

及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>376,000円</u>
2	<u>426,000円</u>
3	<u>479,000円</u>
4	<u>545,000円</u>
5	<u>622,000円</u>
6	<u>728,000円</u>
7	<u>852,000円</u>

2～6 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第

1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」と、「100分の138」とあるのは「100分の159」とする。

1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の145」と、「100分の140」とあるのは「100分の160」とする。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改

正

後

改

正

前

<p>附 則</p> <p>1～14 略 (主任等の切替えに伴う経過措置)</p> <p>15 前3項の規定の適用を受ける職員（第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が第2切替日の前日に受けていた給料の月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でそ</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～14 略 (主任等の切替えに伴う経過措置)</p> <p>15 前3項の規定の適用を受ける職員（第2切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。）で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が第2切替日の前日に受けていた給料の月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定</p>
--	--

の職務の級及び号給が人事委員会規則で定めるものに対応するものにあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。以下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

16～25 略

により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

16～25 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

第1条～第6条 略

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けている給料月額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が人事委員会規則で定めるものに対応するものにあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2及び3 略

第8条～第18条 略

第1条～第6条 略

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2及び3 略

第8条～第18条 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条から第4条及び第6条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(異動者の給料月額の調整)

- この条例の施行の日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員又はその属する職務の級若しくはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用を受け、又は当該異動のあった日における給料月額については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例別表第1から別表第6までの規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(この条例の施行に関し必要な事項)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。